

最高出力確認の申請に関する手引き

国土交通省 物流・自動車局
技術・環境政策課

令和7年3月

本手引きの目的

- 国土交通省では、二輪の原動機付自転車のうち、総排気量が0.050Lを超え0.125L以下であり、かつ、最高出力が4.0kW以下に制御したものの最高出力確認制度を創設したところです。
- 本手引きは、申請者が最高出力確認に係る申請を最高出力確認実施機関に対して行う際に必要となる標準的な書類について理解を深めていただくことを目的としています。

- 最高出力確認実施機関において、最高出力確認を実施するにあたり、試験車に加えて、以下の書面が必要になりますところ、ご準備いただきますようお願いいたします。

【一般項目関係】

- ① 提出書面一覧
- ② 申請書
- ③ 諸元表
- ④ 外観写真
- ⑤ 取扱説明書 ※試験後に返却可

【最高出力抑制装置関係】

- ⑥ 概要説明書
 - (ア)装置の型式
 - (イ)装置の製作者名
 - (ウ)装置の構造
 - (エ)装置の取付方法
 - (オ)外観図又は外観写真

【同一構造と申告する原付関係】

- ⑦ 宣誓書
- ⑧ 最高出力確認済シールの貼付位置を示した図

【その他】

- ⑨ その他確認に当たって必要と認められる書面

各書面について：①～⑤

① 提出書面一覧

② 申請書

- ガイドラインの別紙6の様式を参考に、各実施機関が様式を定めます。
- 詳細は、各実施機関にご確認ください。

③ 諸元表

- 記載項目は、少なくとも右に掲げる**主な諸元**を網羅するように記載してください。
- 設計に応じて特徴的な項目があれば、当該項目についても記載ください。

④ 外観写真

- 外観写真は「正面及び左側面の写真」を提出してください。

⑤ 取扱説明書

- 実施機関の担当者が適切に試験を実施するため、取扱説明書をご提出ください。

<主な諸元>

- 車名：製作者名であることが一般的
- 原動機の型式：製作者が定める型式番号
- 車両重量：空車時の車両の重量
- 寸法：長さ、幅、高さ
- 最高速度：設計最高速度
- 原動機の総排気量：総排気量が変わるものにあつては最大値
- 駆動方式：「前輪駆動／後輪駆動／全輪駆動」の別
- 最高出力：原動機の最高出力(kW(PS)/min-1(rpm))
- 変速機：有無
 - (有の場合)種類：手動／自動／半自動の別
 - (有の場合)ギア比：各ギア比
- タイヤ：空気入タイヤ／固形ゴムタイヤの別
 - サイズ：前後輪のタイヤサイズ
 - (空気入の場合)空気圧：前後輪の定格圧力
- 潤滑油：粘度が明確なものであること(OW-〇〇)

各書面について: ⑥

⑥ 最高出力抑制装置の概要説明書

- ☐ 最高出力抑制装置の概要について、型式及び装置の製作者名の情報を記載してください。
- ☐ 特に、以下に掲げる項目を記載してください。

【最高出力抑制装置】

型式	
製作者	
構造	
※容易に最高出力を改変できない構造であること	
取付方法	
※抑制装置(機構)が容易に取り外せない構造であること	
外観図又は外観写真	

各書面について：⑦、⑧

⑦ 宣誓書

- ガイドラインの別紙7の様式を参考に、各実施機関が様式を定めます。
- 詳細は、各実施機関にご確認ください。

⑧ シールの貼付位置を示した図

- 最高出力確認済シールを、原付のどの位置に貼付するかを明確に示してください。
- 資料のイメージは以下の通りです。



シール貼付位置

最高出力確認の主な流れ

1. 申請書及び添付書面の提出
2. 試験日程の調整
3. 手数料の納付
4. 試験車の納入
5. 試験実施
6. 結果の通知

認定された最高出力確認実施機関や連絡先は、以下URLに掲載しております。
詳細については、最高出力確認実施機関に直接お問合せください。

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000092.html)